平成２４年（フ）第６５０６号
東京都大田区久が原２丁目19―13　珊瑚荘８号
債務者　堀　　重行
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５０７号
東京都江東区亀戸４丁目38―７　クリオ亀戸壱番館301
債務者　砂押　勝義
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５１４号
東京都世田谷区中町２丁目30―25―201
債務者　蛇石　　栄
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５１５号
神奈川県横浜市泉区中田東１丁目38―17　メゾン・ブランシェⅡ―101
債務者　梶山　敬佑
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２２号
東京都あきる野市二宮東２丁目７―24
債務者　原　久美子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２５号
東京都新宿区高田馬場４丁目38―14―206
債務者　小川　義市
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２６号
東京都品川区中延３丁目８―14
債務者　五十嵐潤一
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２８号
東京都三鷹市井の頭４丁目４―１―104
債務者　末永　清香
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２９号
東京都青梅市二俣尾３丁目923―２―202
債務者　等々力律子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３０号
東京都世田谷区宮坂３丁目37―17―203
債務者　三浦美保子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３１号
千葉県香取市篠原イ709―９―１
債務者　鍋島　正敏
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３２号
千葉県市原市五井2783―306
債務者　笹部　達嗣
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３６号
千葉県市川市南大野１丁目47―32―419
債務者　天野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３８号
東京都世田谷区奥沢１丁目25―８　小山方202
債務者　森山　明美
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５３９号
埼玉県草加市松原４丁目D20―２
債務者　名倉　三江
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４９号
東京都町田市成瀬が丘１丁目１―10―Ｂ
債務者　上林　　潤
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部